山城小いじめ防止基本方針

甲府市立山城小学校

令和5年4月(改定)

はじめに

いじめ問題は、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的に進めていく必要があり、学校全体でいじめ防止と早期発見の取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速に対処し、さらに再発防止に努める必要がある。

本校では、平成25年9月28日に『いじめ防止対策推進法』が策定されたことを受け、「いじめを生まない学校づくり」を目指し、教育活動全体を通して、好ましい人間関係づくりや豊かな心の育成のために日々取り組んでいくべきことを認識し、「いじめ防止対策推進法」及び「国のいじめ防止のための基本的な方針」・「東のいじめ防止のための基本的な方針」・「市のいじめ防止のための基本的な方針」を参酌し、「甲府市立山城小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

1. いじめ防止に関する基本的な考え

1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。(いじめ防止対策推進法第2条)

いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場を尊重しなければならない。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

なお、具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ①冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ②仲間はずれ、集団による無視をされる
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ⑤金品をたかられる
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ⑧パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

2) いじめ防止等の対策に関する基本理念

<山城小の方針>

いじめは、決して許される行為ではない。しかし、いじめはどの学校、どの学級にも起こりうるものであり、どの子どもも被害者にも加害者にもなり得るという事実を踏まえ、学校、家庭、地域が一体となって、未然防止、早期発見、早期対応に取り組まなければならない。

いじめは、いじめを受けた児童の心身の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、その生命又は心身に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを、児童の道徳性を高めながら人としての在り方を説き、十分に理解できるように指導していくことを確実に行うものとする。

<国の方針>

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめ等の対策はいじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが徳治重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

<県の方針>

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめは、様々な態様があり、大人が気づきにくいところで行われることが多く発見しにくいことを踏まえ、いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認知しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、県、市町村、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

<市の方針>

いじめは、決して許される行為ではなく、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある行為であるため、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、すべての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止対策等は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨として行われなければならない。

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識し、治療的な関わりだけでなく、未然防止やいじめが起こりにくい集団づくり、安全安心な学校づくりなど、学校、家庭、地域住民が連携を深める中で児童生徒の人間性をはぐくみ、思い遣る心の育成を図りつつ、積極的にいじめの防止対策に取り組まなければならない。

いじめ対策の組織 2.

1)組織

組織の設置:「いじめ対策委員会」を設置する。(毎月の「生徒指導委員会」を兼ねる。) 組織の構造:構成員は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、各学年主任、養護教諭

※必要に応じて、担任、スクールカウンセラー、外部専門家(心理・福祉の専門家、弁護士、医師、教員、警察官経験者等)、外部関係機関(南甲府警察署、 中央児童相談所、市児童育成課等)が参加する。

組織の機能:「いじめ対策委員会」が中心となり、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で

以下に示すような総合的ないじめ対策を行う。

◇ 山城小学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作 成・実行・検証・修正の中核としての役割を担う。

◇ いじめの相談・通報の窓口としての役割を担う。

◇ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、 共有を行う役割を担う。

◇ いじめの疑いに係る情報があった時には、会議を開いて、いじめの情 報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対 応方針の決定と保護者の連携といった対応を組織的に実施するための中核とし ての役割を担う。

3. 未然防止の取組

1) いじめの未然防止に関する基本的な考え

「いじめは、どの子にもどの学校でも起こりうる」ということを踏まえ、より根本的ないじめ の問題克服のためには、全ての児童を対象としたいじめの未然防止が重要であり、心の通う対人 関係が構築できる大人へとはぐくみ、いじめを生まない土壌を作るための具体的な取組を学校と して行っていく必要がある。

- 全ての児童に「いじめは絶対に許されない。」ことの理解を促すこと。
- 学校の教育活動全体を通じて、確かな学力と豊かな情操や道徳心を育て、自分の存在と他 人の存在を認め、互いの人格を尊重しあえる態度、心の通う人間関係を構築する能力の素地 を養うこと、そのために年間計画に基づき、学級づくりや道徳教育の充実を図ること。
- 全ての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活を作り上げること。
- ◇ いじめる側の児童のストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処 できる力を育むこと。

2) いじめを未然に防止するための方策

①児童の「居場所づくり」「絆づくり」を行い、よりよい集団づくりを行う。

学校・学級が児童生徒にとっての「居場所づくり」を意図的に行うことが重要である。「居場所づ くり」とは、文字通り、学級や学年、学校を児童生徒の『心の居場所』となるように教職員が取り 組み、児童が安心して過ごすことのできる場所にすることが必要である。

また、「絆づくり」は、お互いを認め合ったり、心のつながりを感じたりした時に獲得する「自己 有用感」を感じるときに結ばれるものである。他者から認められていると感じる児童は、いたずら に他者を否定することや攻撃することが減り、反対に他者を認めることができるようになり、いじ めることもなくなるものであることから、教員一人一人が「居場所づくり」「絆づくり」を意識した 学級づくりに取り組んでいく。

②道徳教育を充実し、思い遣る心の育成や規範意識の醸成に努める。

学校の教育活動全体を通じた道徳教育の充実は、思い遣る心を育成し、いじめに向かわせない、 自律した人間を育てることができる。また、他者の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、 自分の存在と他者の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する能力を養うことに繋がる。また、 きまりや約束を守り、個人および集団としてやって良いことと悪いことの区別をしっかりつけたり するために、道徳教育の充実を行い、道徳的実践力の養成に取り組んでいく。

③わかる授業、すべての児童が参加・活躍できる授業を工夫する。

「授業が分かる」という実感を持つことは、自己有用感を獲得する絶好の機会である。児童が学校で過ごす中で一番長いのは、授業の時間となるため、授業が児童のストレッサーになっていないかをよく吟味し、どの児童も参加し、活躍できる授業改善に努める。

④異年齢集団間、異校種間の連携を深める。

同年齢集団の中で生活することの多い児童生徒の場合、「教える」「教えられる」という図式ができ、固定化することが多い。その場合、「教えられる」子どもは、自己有用感を味わう機会が少なくなる。日々の学習を大切にし、どの児童にも「活躍できる場」を提供する。

城南中学校区小中連携推進協議会で実施している「あいさつ運動」や「中学生が小学生に陸上運動の技術の伝達」などを通じて、児童が活躍できる場を提供する。また、地域の行事に進んで参加するよう、児童に啓発する。

⑤いじめ問題に対する学校の取組評価を PDCA サイクルで行い、取組内容の検証を 行う。

児童の実態にあった「友だち関係についてのアンケート」(いじめアンケート)を作り、年間計画にアンケートの実施を位置づけ、未然防止への取組の検証を行う。児童の実態や保護者のニーズから見えてきた課題や達成目標を常に PDCA サイクルで見直し、今後の指導に活かす。また、<u>学期末</u>に学期ごとの検証結果を市教育委員会に報告する。

⑥全職員でいじめの理解について研修会を実施し、いじめの理解に努める。

いじめという行為について教職員が正しく理解することは必要不可欠である。全教職員がいじめについてのメカニズム、特徴、事例を研修したりし、いじめについての共通理解を深め、正しいいじめ理解、適切ないじめ対応に向き合うことができるように研修を行う。

⑦校長を中心とした組織体制を構築し、全職員が一致協力した体制を確立するため、 年度の初めの職員会議等で学校基本方針を確認する。

いじめの未然防止、早期発見、早期対応、継続支援について、すべての教職員が共通理解するために、年度の最初にその方策について確認を行う。校長のリーダーシップの下でいじめ対策に取り組みことを確認し、いじめ防止対策のための年間取組計画の作成や実施に当たっての諸注意など全職員の共通理解を深める。

⑧職員会議、校内研究などで、教職員の研修を継続的に実施する。

年間を通じて、職員会議等を利用し、いじめの未然防止、早期発見、いじめへの対処について研修を行う。教職員がいじめについて自らの取組評価を行う機会を設ける。

⑨行事、会議を精選し、児童と向き合う時間の確保に努める。

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われることが多い。いじめの起きにくい集団づくりのためには、児童と向き合う時間の確保に努めることが必要である。そのため、学校で行われる行事の見直し、会議・研修の見直し、業務の見直し等を図る。

⑩学校だけでは対応できない事案において警察などの関係機関との「緊急時の連携」 に備え、「日々の連携」(交通安全教室や防犯教室、地域の情報交換など)をする ように心がける。

交通安全教室や防犯教室などを年間計画に位置づけ、児童啓発活動を図る一方、警察と定期的に情報交換を行い、情報共有体制を構築する。また、学校・警察連絡協議会等の会議に参加し、地域の情報交換をし、生徒指導に生かす。

⑪児童が自主的に行う活動や各校が連携して取り組む活動など、自治的活動を支援する。

児童会が中心になって行う「あいさつ運動」や「光城祭」などの有意義な児童会活動などを通して、 児童が自ら取り組み、その成果を発表する場を設ける。また、少年議会などで提案された諸活動を近 隣の学校と連携する中で取り組めるよう、適切に支援する。

⑫児童生徒に対して、いじめをやめさせるための行動を取る重要性を理解させるよう努める。

いじめが発生したときには、加害者、被害者の他に、いじめをはやし立てる者や見て見ぬふりをする者 (傍観者)がいる。事案を認知した際に見て見ぬふりをするのではなく、友人としてよくない行為であることを伝えたり教員に報告するなど、一刻も早くいじめをやめさせる行動を取ることが重要であるとの認識を学級内において醸成することが大切である。教員はそのことを十分に理解し、学級会等の時間を利用して継続的に指導する。

③いじめに向かわない態度・能力の育成のため、人権やいじめの法律上の扱いを学 ぶ。

いじめは被害児童の人権を踏みにじる行為であることを認識しなければならない。また、いじめの 行為によっては犯罪行為とも言える事案もあることから、刑法上の処罰の対象となる可能性があるこ とを児童に指導する必要がある。その際の指導については、警察や弁護士等の専門家を講師として招 聘することも検討する。

- ⑭次に示す児童生徒を含め、特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に当該児童生徒の特性を踏まえた適切な指導を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行うよう努める。
 - ア 発達障害を含む障害のある児童生徒
 - イ 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒
 - ウ 国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる児童生徒
 - エ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒
 - オ 東日本大震災により被災した児童生徒
 - カ 原子力発電所事故により避難している児童生徒

4. 早期発見の取組

1) いじめの早期発見に関する基本的な考え

いじめは、早期発見が早期解決につながる。早期発見のためには日頃から教職員が児童との信頼関係を構築し、児童の些細な変化に気づく力を高めることが必要である。

- ◇ いじめは大人の目につきにくいところで行われたり、遊びやふざけあいのような形で行われたりする場合があると心得る。
- ◇ 些細な兆候であっても、いじめではないかという疑いを持って、児童やその集団から目を 離さないように注意する。

2) いじめを早期に発見するための方策

①普段から児童への態度や関わり方を工夫し、いじめの早期発見に努める。

児童生徒と直接関わり、指導する中で、生活ノート、日記、保健室からの情報、個人面談など日々の児童理解を通じて、いじめの早期発見に努める。

また、本人からの訴え、周囲の友人や保護者からの訴え、地域の方や他の保護者からの情報などに真摯に対応し、担任が一人で問題を抱え込まずに、学年主任など学年でまずその方策を考える。 学年で対応しきれない事案については、生徒指導主任や管理職に必ず迅速に報告し、その解決に努める。

「友だち関係についてのアンケート」(いじめアンケート)などは、いじめ発見には重要な手段ではあるが、あくまでも補助的なものであることを認識し、校長のリーダーシップの下で対処し、学校をよりよく改善していく当事者として、日々、児童や児童の問題と向き合い、いじめの早期発見に努める。

②いじめを早期発見するために、定期的な調査その他必要な措置を講じる。

速やかに実施・集計のできる「友だち関係についてのアンケート」(いじめアンケート)を定期的(基本的に各学期末の3回)に実施する。その目的が教師の気づかない(潜在的な)いじめがどの程度起きているのかを把握するものであることを理解し、状況に応じて必要な措置を講じる。アンケートから発見したいじめについては、直ちに聞き取るなど迅速な対応をすることが肝心である。「いじめアンケート」は、学期末に学期ごとの調査結果を市教育委員会に報告する。(回答用紙は、市教委が作成)

③いじめの相談を受けることができる相談体制を整備し、いつでも相談できる体制 を整備する。

学校生活の時間の中で、児童がいつでもいじめについて相談できる体制を整備する。学校の実情、時間帯に応じて、担任、養護教諭、教頭などがいじめの相談を受けることができることを児童に周知し、安心・安全を確保できる体制を整備し、速やかにいじめを認知し対応する。また、相談できる機関等(市教委の相談先は、市教育研修所になる。)についても広く広報する。

5. いじめへの対処

1) いじめの対処に関する基本的な考え

いじめの発見・通報を受けた場合は、直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童には事情を確認した上で、毅然とした態度で適切に指導する。その際、特定の教職員で抱え込まずに、組織的に情報を共有し、組織として対応する必要がある。

家庭や教育委員会への連絡・相談や、いじめの態様が犯罪行為と認められる場合には、市教委と連絡を取り、南甲府警察署と相談する。

また、いじめが「重大な事態」と判断できる場合には、設置者への報告をし、指示に従って必要な対応をする。

2) いじめに対処するための方策

①いじめに対処する手順を明確にし、校長のリーダーシップの下、速やかに対処し、 早期解決を図る。

①事実確認②反省指導③謝罪の会など、全職員がいじめ対応の手順を明確に理解し、全職員で確認しておく。管理職のリーダーシップの下で指導を進め、常に報告・相談を繰り返し、問題の早期解決に当たる。教師の個人の力量による指導の差がないように留意し、いじめの発見後の解決には、迅速かつ誠実な対応が必要である。保護者の心情を察し最優先で取り組むこと。

また、いじめられた児童からも事実関係の聴取をする際、自尊感情を高めるよう留意する。児童の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分留意する。保護者へはその日のうちに迅速に事実関係を伝える。いじめを受けた児童、保護者に対し、学校は徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、不安を取り除くように配慮する。いじめが解消したと判断した後も、継続して十分な注意を払い続ける。

②いじめの対応が難しくなったり、長期化すると予見されるときは、いじめ対策支援チームに依頼し、解決を図る。

学校では解決が困難なケース、その可能性が予見されるケースがあると判断したときは、ためらうことなく、いじめ対策支援チーム(自立支援カウンセラー、心理療法士、発達相談員などの専門家で構成)に支援を求め、問題の早期解決に当たる。その際、家庭訪問など保護者に直接関わることも含め、早期解決に向けて取組を行う。

③インターネットなどを介して行われるいじめの解決に対して、市教育委員会に関係 機関との連携を依頼し、その解決を図る。

SNS などを介して行われるいじめに対しては、書き込みした児童生徒に削除を求めるほか、掲示板などへの書き込みに対しては、市教育委員会(いじめ防止連携会議)を通して、警察や地方法務局などの関係機関等に連絡・相談して削除を依頼するなど適切な措置を講じる。また、「重大事態」に陥るおそれがある時は、直ちに南甲府警察署に通報し、援助を求める。日頃より、情報モラル教育を推進したり、保護者へも理解を求めたりするよう配慮する。

- ○インターネット上のいじめは、いじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性や深刻な影響を及ぼすものであることを考慮して、対策について検討する。
- ○インターネット上のいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、児童生徒に対して、 インターネット上のいじめが刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり 得る等、重大な人権侵害に当たることを理解させるための情報モラル教育の充実を図る。また、 保護者に対してPTA総会、授業参観、入学式などを利用し、学校が必要な啓発活動に努めるよ

う促す。

- ○インターネット上の不適切なサイトや書き込み等の実態把握と、それを踏まえた対応・対策の策 の周知を図るとともに、状況に応じて関係機関との連携を図る。
 - ④いじめが犯罪行為として取り扱われるべきもの、重大な被害と認められるときは、 市教育委員会と連絡を取り、所轄警察署、関係機関等と相談して対処する。

学校のいじめ対応を行う組織が加害児童生徒に対して教育上必要な指導を行っているにも関わらず十分な効果を上げることが困難と考えられる場合や、いじめが犯罪として取り扱われるべきもの、重大事態と認められる場合は、市教育委員会に連絡し、必要な助言・支援を受け、いじめ事案に対応する。

また、重大事態に対しては、いじめ対策支援チームと連携し、関係機関との連携の下、適切に対応する。加害児童生徒に対しては、校長の判断の下に別室指導を毅然とした態度で行ったり、教育委員会の責任と権限において出席停止の措置を取ったりするなど「被害児童生徒を守る」「いじめは絶対に許さない」という姿勢で対応する。

法律では、犯罪として扱われるものは警察と連携し、重大な被害が生じるおそれのある時は、直ち に、南甲府警察署に通報し、適切に援助を求めることになっている。

<重大事態とする事案例>

- ○生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めた場合
- ○相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めた場合
- ○児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合
- 注 1) 児童生徒や保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。
- 注 2) いじめの重大事態については、甲府市いじめ防止基本方針及び「山梨県いじめの防止等のための基本的な方針(平成30年9月改定)山梨県教育委員会」、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(平成29年3月)文部科学省」により適切に対応する。

⑤加害児童、被害児童の保護者に対して十分な説明、指導を行う。

被害児童及びその保護者の相談には真摯に傾聴し、失いつつある自尊感情を高めるよう留意しながら、徹底して守り通すことや秘密を守ることなど、できる限り不安を除去するとともに被害児童の見守りなど当該児童の安全を確保する。保護者へは、その日のうちに迅速に事実関係を伝える。いじめが解消したと判断した後も、継続して十分な注意を払い続ける。

一方、加害児童とその保護者には事実関係を聴取し、いじめが確認できたら、保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求める。必要があれば、外部専門家等の協力を得て組織的にいじめをやめさせ、再発防止の措置をとる。いじめた児童には、いじめたという事実の重大さを自覚させ、その児童が抱える問題やいじめの背景にも目を向け、当該児童の健全な人格の発達に配慮する。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないような教育的配慮の下、毅然とした対応をする。

また、教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条による懲戒も視野に入れるととも に、保護者に対する継続的な助言を行う。

⑥いじめが起きた集団への働きかけを行う。

いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる必要がある。たとえ、いじめを 止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように指導する。

また、はやしたてるなど同調した児童に対しては、それらの行為がいじめに加担した行為であることを理解させなければならない。

また、学級全体で話し合わせるなど、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという 態度を行き渡らせるように努める。 ⑦いじめが解消しているかどうかを日常的に観察する。

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。 アいじめに係る行為が止んでいること

いじめが止んでいる状態が少なくとも3か月は継続しているかを確認する。

イ被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないことを被害児童生徒本人及びその保護者に面談等により確認する。いじめが解消に至っていないと判断される場合は、引き続き当該児童生徒の安心・安全を確保し、解消に至るまで支援や対応を継続させる。場合によっては支援や対策の見直しを図る。また、上記の「解消している」状態の要件は、あくまで目安であるので、いじめに重大性があった場合や、いじめが再発する可能性が十分にあり得る場合には、教職員は引き続き当該児童生徒について日常的に注意深く観察する。

6. その他の留意事項

- ◇ 校内研修の充実
 - ・ 全ての教職員の共通認識を図るため、少なくとも年に1回以上、いじめに関する校内研修 を年間計画に位置づけ、実施する。
- ◇ 学校評価と教職員評価
 - ・ 学校評価においては、児童や地域の実態を踏まえた目標の設定、具体的な取組状況や達成 状況を評価するよう配慮し、評価結果を踏まえて改善に取り組む。
 - 教職員評価においては、いじめ問題に関する目標設定や児童理解、未然防止や早期発見の 手立て、発生した際の迅速、適切な対応等目標への対応状況に関して評価する。
- ◇ 地域や家庭との連携
 - ・ 山城小学校いじめ防止基本方針について、保護者や地域への理解を得、いじめ問題の重要性の認識を広めるよう配慮する。
 - ・ 家庭訪問や学校からの通信等で家庭との緊密な連携協力を図る。
 - PTA等を活用し、保護者、地域と連携した対策を推進する。

7. いじめ対策年間指導計画

会 議 等			防止対象	策	早期発見
いじめ対策委員会①	7"-([]	当徳教会の	女宝	
学年・学級懇談会で啓発					
いじめ対策委員会②	#				
いじめ対策委員会③	案	子級で	る。		
いじめ対策委員会④	生	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	立って考え	える思	友だち関係についての アンケート① (記名式)
	けてし		,		ノングート①(記名式)
職員研修会(夏季休業中	に緊急		立って思い	やり、	
いじめ対策委員会⑤	急 対 対	人間	誰に対して切にする。	、も親 [
_	いじめ対策委員会① 学年・学級懇談会で啓発 いじめ対策委員会② いじめ対策委員会③ いじめ対策委員会④ 職員研修会(夏季休業中	いじめ対策委員会①	いじめ対策委員会①	いじめ対策委員会①	いじめ対策委員会①

10	いじめ対策委員会⑥	会	係	·	J	
11	いじめ対策委員会⑦	職を開催:	くり	地域開	放土曜参観 受業の公開)	子ども・保護者アンケート (学校評価)
12	いじめ対策委員会⑧	惟				友だち関係についての アンケート②(無記名式)
1	いじめ対策委員会⑨		"="			
2	いじめ対策委員会⑩ (学校評議委員会)					
3	いじめ対策委員会⑪			\	V	(選択式)

※いじめ対策委員会は、特別支援・生徒指導委員会を兼ねる。